

平成26年度 第1回

茨 木 市 都 市 計 画 審 議 会

— 会 議 録 —

会 議 録

(敬称略)

会議の名称	平成26年度第1回茨木市都市計画審議会
開催日時	平成26年5月27日(火) 午後3時30分開会・午後4時30分閉会
開催場所	市役所南館8階中会議室
会 長	建山 和由
出席者	〔 委 員 〕 建山 和由、澤木 昌典、秋山 孝正、原田 由美子、 藤里 純子、木村 正文 <以上学識経験者> 河本 光宏、米川 勝利、大村 卓司、山崎 明彦、 福丸 孝之、松本 泰典、安孫子 浩子、下野 巖 <以上市議会推薦> 平野 明 <関係行政機関の職員> 池田 恵次、岸田 庸子 <以上市民> (以上、計17名)
欠席者	神吉 紀世子、辰見 登、朝田 充
事務局	柴崎副市長、楚和副市長、大塚都市整備部長、 田邊都市政策課長、石野都市政策課計画係長
議題(案件)	・茨木市都市計画審議会会長の選出について ・常務委員会の設置について <報告事項> ・都市計画マスタープランの改定スケジュールについて ・都市計画公園の見直しについて
傍聴者	なし

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○石野係長	ただ今から平成 26 年度第 1 回茨木市都市計画審議会を開会する。 開会にあたり、柴崎副市長からあいさつを申し上げる。
○柴崎副市長	(あいさつ)
○石野係長	本日の出席状況であるが、委員総数 20 名のところ出席者は 17 名となっており、茨木市都市計画審議会条例第 7 条第 2 項の規定により、会議は成立している。 本日は今年度 1 回目の茨木市都市計画審議会のため、委員の皆様を紹介する。 (学識経験者、関係行政機関委員、市民委員、市議会推薦委員を順次紹介) 本審議会の会長は茨木市都市計画審議会条例第 6 条第 1 項の規定により、学識経験者の中から委員の選挙により定める。立候補かご推薦があればお願いしたい。
○木村委員	建山委員が適任である。
○石野係長	他に立候補又はご推薦はあるか。 (他に候補者なし)
○石野係長	他に候補者はおられないので、建山委員を会長とすることに賛成の委員は、挙手をお願いします。 (全委員賛成)
○石野係長	全委員が賛成であるので、建山委員に茨木市都市計画審議会会長をお願いします。 以後、本審議会の進行を建山会長をお願いします。
○建山会長	会長を務めさせていただくので、協力を賜りたい。 茨木市都市計画審議会条例第 6 条第 3 項の規定により、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理することとなっている。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>昨年に続き、会長の代理を澤木委員にお願いしたい。</p> <p>(澤木委員より、了承の声あり)</p>
○建山会長	<p>本日は、本審議会における常務委員会の設置についてご審議いただきたい。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p> <p>『常務委員会の設置について』</p>
○石野係長	<p>(資料1～3について説明)</p>
○建山会長	<p>事務局からの説明は以上である。</p> <p>常務委員会は、本審議会の権限に属する軽易な事項で、あらかじめ審議会が指定するものを処理するものである。</p> <p>また、事務局から、常務委員会で処理する事項として、「生産緑地地区における行為の制限の解除がなされた場合の都市計画の変更に関する調査審議」及び、「都市計画マスタープランに係る調査」の2点、また、常務委員会の運営を要領で定めることについて提案があった。</p> <p>説明を受けて、質問・意見等ないか。</p>
○福丸議員	<p>生産緑地に関する調査・審議については都市計画審議会では審議しないのか。</p> <p>都市計画マスタープランについては調査の上、都市計画審議会にて審議されるという考え方でよいのか。</p> <p>また、専門委員については、この場で決定するのか。決定するのであれば、各委員の実績等の補足説明をお願いしたい。</p>
○建山会長	<p>常務委員会の委員構成については、後ほど決定する。専門委員の経歴等について事務局より補足説明をお願いします。</p>
○田邊課長	<p>生産緑地については、生産緑地法に基づく買い取り申し出があった場合、要件を満たしていれば、所定の事務手続きを経たのち、行為制限が解除される。併せて都市計画で生産緑地地区を指定しているため、本審議会が都市計画の変更についてご審議いただいていたが、国から常務委員会での審議で足りるという通知がなされたことを受け、今回の提案に至った。</p> <p>都市計画マスタープランについては市の行政計画であるが、審議会委</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	員の皆様に意見をいただきながら改定を進めたい。また、改定内容については本審議会でも適宜報告させていただく。
○大塚部長	都市計画マスタープランの改定については常務委員会で意見をいただきながら進めたいと考えているが、パブリックコメント前の素案や最終案については本審議会に報告し、各委員の意見をいただきたい。
○建山会長	生産緑地についてももう少しわかりやすく説明してほしい。
○大塚部長	生産緑地については、農業従事者が死亡又は故障した場合に市に対して買い取り申し出をすることができるが、市や他の農業従事者等が買い取らない場合、申し出を受付けた3ヶ月後には行為制限が解除され、宅地などとして利用できる制度となっている。ただし、生産緑地地区として都市計画決定されたままであるため、本審議会でも都市計画変更についてご審議いただく必要があった。国から、行為制限が解除された生産緑地の都市計画変更については、軽易な変更として常務委員会で審議すれば足りると示されたことから、今回提案させていただいた。
○建山会長	生産緑地については従事者が高齢であることが多く、今後も買い取り申し出が増えてくると思われるため、常務委員会で審議し、適宜処理するほうがよいと思う。
○福丸議員	マスタープランについてはより詳細な審議ができると思う。 生産緑地の買取申し出制度は法で定められており仕方ないと思うが、緑が残る茨木市であってほしい。
○河本議員	常務委員会と臨時委員又は専門委員の位置付けをわかりやすく説明してほしい。
○大塚部長	臨時委員は生産緑地についての都市計画変更の案件に限って設置するものであり、専門委員は都市計画に関する専門的な意見を求めるため、調査案件毎にその都度設置するものである。
○建山会長	臨時委員はあらかじめ決められた委員が生産緑地に関する案件を審議し、専門委員は案件ごとに選任し意見を聞くというものである。
○池田委員	「都市計画マスタープランの調査」ということだが、「調査」のイメージをわかりやすく説明してほしい。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○田邊課長	現在、都市計画マスタープランの素案を作成中であるが、改定にあたり、幅広い分野から専門的な意見をいただき、反映したいと考えている。そのための意見をいただくことを「調査」としている。
○大塚部長	案作りに直接関わっていただくことを「調査」と表現している。
○池田委員	調査という文言にするとわかりにくい。
○岸田委員	若干名とは具体的には何名くらいを指すのか。
○大塚部長	常務委員会については人数が確定しないことから若干名としている。具体的な人数は案件ごとに決めることになる。
○米川議員	常務委員会についても議事録は作成するのか。
○大塚部長	議事録を作成し、常務委員会に参画していない本審議会委員にも報告する。
○藤里委員	常務委員会は、市長が任命した委員と会長が指名した委員とが混在するということか。
○大塚部長	専門委員・臨時委員は市長が任命する。常務委員会はあらかじめ市長が任命した審議会委員・臨時委員・専門委員の中から会長が指名することになる。
○藤里委員	審議会委員・臨時委員・専門委員の市長の任命行為についてはどこに規定されているのか。
○大塚部長	資料①の条例第5条第3項に臨時委員及び専門委員は市長が任命する旨を規定している。また第3条で審議会委員は市長が任命するとしている。
○藤里委員	専門委員は市長が任命するということだが、第8条に規定する会長と会長の指名する委員に含まれるという理解でよいか。
○大塚部長	常務委員会の委員は、市長に任命された審議会委員、臨時委員及び専門委員の中から会長が指名することとしている。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○田邊課長	本日出席の審議会委員については、すでに市長から任命されているが、専門委員については新たに市長が任命する必要がある。
○建山会長	審議会委員、臨時委員、専門委員すべて市長から任命され、その中から常務委員会を組織するものとし、市長から任命されていない者は常務委員会の委員にはなれないという理解でよいか。
○田邊課長	そのとおりである。
○建山会長	常務委員会には審議会の一部の委員と、他に臨時委員、専門委員として市長から任命される委員から入っていただくことになる。
○藤里委員	第8条第3項をそのような表現に修正できないか。
○大塚部長	指名と任命の違いがわかりにくいですが、他市の条例も同様の表現になっており、本市が特別な表現をしているものではないのでご理解を承りたい。
○大村議員	常務委員会は審議会委員20名＋臨時委員2名＋専門委員3名の25名の中から会長が指名するということでよいか。
○田邊課長	問題ない。
○大村議員	生産緑地の調査・審議に関する常務委員会は25名中8名、都市計画マスタープランの改定に係る調査に関する常務委員会は25名中13名となり、ほとんどの委員が入る大きな組織になると思われるが、問題ないか。
○田邊課長	先ほどの臨時委員と専門委員を合わせると25名になるが、生産緑地の常務委員会については25名中8名、都市計画マスタープランの常務委員会については25名中13名を予定しているが、それぞれの常務委員会は別組織であり、問題はないと考えている。
○建山会長	常務委員会委員については後ほど指名するのでその際にご意見があれば伺いたい。 他に意見・質問等はないか。 (意見・質問なし)

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○建山会長	<p>生産緑地地区における行為の制限の解除がなされた場合の都市計画の変更に関する調査・審議及び、都市計画マスタープランに関する調査の2件について、それぞれ本審議会のもとに常務委員会を設置することに異議はないか。</p> <p>(異議なし)</p>
○建山会長	<p>それでは、案のとおり常務委員会を設置することとする。</p> <p>続いて、常務委員会に参画予定の専門委員の経歴について、事務局より説明をお願いします。</p>
○石野係長	<p>(専門委員の経歴の説明)</p>
○建山会長	<p>各専門委員がどのような活動をしてきたか、追加説明願いたい。</p>
○大塚部長	<p>紅谷氏については昨年、防災まちづくりをテーマにした講演会で講師を務めていただいた。加我氏については現行マスタープラン策定時に「みどり」の分野の専門的見地からご意見をいただき、現在は景観アドバイザーとしてご就任いただいている。長尾氏については、都市経済や企業立地の分野が専門であり、第4次総合計画策定時に「経済」の分野で策定委員として参画いただいた。</p>
○建山委員	<p>何か意見・質問等ないか。</p>
○岸田委員	<p>専門委員は3名でないといけないか。福祉の分野が抜けているのではないか。</p>
○田邊課長	<p>本審議会委員に福祉分野の学識経験者がおられるので、他に、専門委員が必要とは考えていない。</p>
○建山委員	<p>他に意見・質問等ないか。</p> <p>(意見・質問なし)</p>
○建山委員	<p>防災・みどり・経済の分野について専門委員を置くことにする。</p> <p>常務委員会の構成については、条例では会長、会長が指名する委員、臨時委員及び専門委員若干名で組織することとなっているため、私から</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○建山委員	<p>指名させていただく。</p> <p>生産緑地地区についての調査・審議を担当する委員は、学識経験者である神吉委員・藤里委員・木村委員、市民委員である池田委員・岸田委員、また、臨時委員として本市の農業施策に精通している茨木市農業委員会会長の大上委員・茨木市農業協同組合代表理事組合長の藤本委員に会長を加えた8名とする。</p> <p>続いて、都市計画マスタープランに関する調査を担当する委員を指名する。本常務委員会は審議を伴うものではなく、市が現在改定を進めている都市計画マスタープランについて、専門的な立場からの意見を求められているものである。</p> <p>出された意見については適宜、他の審議会委員へ報告するとともに、パブリックコメントを経て修正された都市計画マスタープランの案については、本審議会へ報告する。</p> <p>都市計画マスタープランについて調査を担当する常務委員は学識経験者である、澤木委員・秋山委員・神吉委員・原田委員・藤里委員・木村委員、関係行政機関の職員である平野委員、市民委員である池田委員・岸田委員と先ほどの3名の専門委員に会長を加えた13名とする。</p> <p>なお、常務委員会運営要領において会長代理を置くこととしており、都市計画マスタープランの常務委員会の会長代理を澤木委員にお願いしたい。</p> <p>また、生産緑地の調査・審議に関する常務委員会の会長代理を神吉委員にお願いしたい。</p> <p>常務委員会の委員について意見・質問等ないか。</p> <p>(意見・質問なし)</p>
○建山委員	<p>常務委員会の運営については以上の委員をもって進める。</p> <p>次に今年度の都市計画審議会の予定案件について事務局から説明願いたい。</p>
○石野係長	<p>(都市計画公園の見直し、都市計画マスタープランの改定スケジュールについて説明)</p>
○建山会長	<p>何か意見・質問等ないか。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○澤木委員	都市計画公園の見直しについて、茨木市の緑の基本計画との関係をどのように考えているか。
○大塚部長	緑の基本計画の改定作業を今年度から実施するため、先に都市計画変更をしておいた方が良く考える。また、都市計画上の行為制限をいたずらに長引かせるのは良くないと考えており、一定の方針のもと、都市計画の見直しを行った上で、緑の基本計画を改定したいと考えている。
○建山会長	他に意見・質問等ないか。 (意見・質問なし)
○建山会長	他に事務局から連絡事項はないか。
○石野係長	都市計画マスタープランの調査に関する第1回常務委員会を、6月23日(月)午後3時から、市役所南館3階防災会議室にて開催いただきたい。担当委員は、ご出席いただくようお願い申し上げます。
○建山会長	それでは、これで平成26年度第1回茨木市都市計画審議会を閉会する。 (16時30分閉会)